

障害者自立支援法違憲訴訟団 資料

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定 後の状況に関する意見等

障害者自立支援法違憲訴訟団

窓口：全国弁護団 事務局長 弁護士 藤岡毅

障害者自立支援法訴訟団の概要

1. 設立年月日： 2008年6月3日

2. 活動目的及び主な活動内容：

当団体は、2006年施行の障害者自立支援法が憲法に違反するとして、2008年6月3日全国一斉免除申請行動、同年10月の全国一斉提訴を経て、14地裁に原告71名が国等を提訴し、2010年1月7日、国との基本合意文書の締結、同年4月21日までに基本合意を確認する訴訟上の和解に至った。

基本合意、訴訟上の和解の実現を求めて、今まで国と16回の定期協議を行っている。

障害者権利条約・2011年8月30日付総合福祉部会骨格提言・基本合意文書の3つの基本文書の実現を活動目標としている。

【主な活動内容】

- ・ 国(厚労省)との定期協議
- ・ 2025年6月2日、厚生労働省とこども家庭庁の後援を頂き「基本合意15周年フォーラム」を実施。厚生労働省吉田大臣政務官、こども家庭庁 友納大臣政務官にご挨拶いただき、厚労省野村部長、こども家庭庁 源河審議官に特別報告を頂き、厚労省伊藤課長、こども家庭庁小野課長にパネルディスカッションに登壇頂いた。
- ・ 日本の障害者政策の前進を目的とした意見交換、その他諸活動
- ・ 書籍(「立ち上がった当事者たち」)、パンフレット、メールマガジン等発行

3. 加盟団体数:三団体

原告団

弁護団

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

4. 会員数：(2025年12月時点)

元原告(補佐人含む)60名弱・弁護団約200名

障害者自立支援法訴訟の基本合意の完全実現をめざす会

世話人、幹事約30名、一般会員約800名

5. 代表： 全国弁護団代表弁護士竹下義樹

めざす会 世話人藤井克徳

概要一 国連勧告・要請(総括所見)を真剣に受け止めよう！

- 1 最近の判例も障害者権利条約の実現を勧告しており、最高裁もこの点を注目している。
- 2 精神科入院医療費から地域生活支援のために予算配分を転換するべき
- 3 職場・通勤等における障害福祉施策の利用を可能とすべき

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定後の状況に関する意見等(詳細)

概要一 1 最近の判例も障害者権利条約の実現を勧告していること。

2022年9月 (配布10月) の国連権利委員会の日本への総括所見

これを実現する視点が重要です。

例えば、警備業法の欠格条項を違憲とした次の判決は注目されます。

2022年11月15日 「旧警備業法欠格条項違憲訴訟」

名古屋高裁判決 (実践成年後見103号4頁・賃金と社会保障1827号15頁)

障害者権利条約を批准しても、求められている措置が国政において実施されなければ国際的に条約に加わったという形だけのものになってしまうのである。

条約を批准したというアリバイ作りでは許されず、権利条約が求めている措置を具体的に国政で実現しなければならないと司法からも強い勧告。

旧警備業法違憲訴訟 最高裁大法廷判決へ！

最高裁も本件を注目しており、2026年1月14日に大法廷において弁論が実施され、2月か3月に判決が下されると見込まれています。

国連勧告より

概要一 2 精神科入院医療費から 地域生活支援に予算配分を転換すること

第42パラ(a)での国連要請 「障害者を居住施設に入居させるための予算の割当を、…障害者が地域社会で自立して生活するための整備や支援に再配分することにより、…迅速な措置をとること。」

【訴訟団意見】

精神科入院医療費から地域生活支援に予算配分を転換すること

国が障害者の地域生活支援のための予算を十分に配分しない

→事業所も適切な報酬を受け取れない

→事業所の経営が立ち行かない

→ヘルパー等福祉人材が圧倒的に不足する

→質の低い障害福祉サービスが横行する

→虐待の原因となる

悪循環が生じており、地域生活支援のために予算を十分に確保することが

「視点1 持続可能な制度とするための対処方法」

「視点3 より質の高いサービスを提供していく上での対処方法」の一つである。

国連勧告より

概要一 3 職場・通勤等における障害福祉施策の利用を可能とすべき

第43パラ(a)での国連の懸念「法的な制限が、地域生活支援サービスを、通勤や通学、又はより長い期間を目的に利用することを許容しないこと。」

第44パラ(a)での国連の要請「全ての地域における障害者の移動が制限されることを確保するために、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の下での制限を排除すること。」

【訴訟団意見】

障害者総合支援法を名指しして、通勤・通学・長期間外出に対する障害福祉サービス給付の制限の撤廃を要請していることを国は深刻にかつ真摯にうけとめるべきです。

平成18年厚労省告示第523号「通勤・営業活動等の経済活動に係る外出時、通年かつ長期にわたる外出時及び社会通念上適当でない外出時における移動中の介護には支給しない」による制限を撤廃せよとの国連要請です。

当訴訟団は16回にわたる国との定期協議で繰り返しこのことを求めてきた。障害者総合支援法に基づく重度訪問介護等の個別給付を職場・通勤等で制限なく利用できるようにすべきです。

これにより多くの障害者の就労が実現し、結果として国の財政負担の軽減につながる可能性がある。

視点1 持続可能な制度のための対処方策

視点3 より質の高いサービス提供のための対処方策

1 令和6年度に導入された「時間区分報酬」の悪影響

2 結論 骨格提言が示す「報酬の支払い方式」の採用すべきです

概要二 1 「時間区分報酬」導入による悪影響

視点2 令和6年度報酬改定後の経営・賃上げ等の状況

令和6年度報酬改定で「生活介護」「放課後等デイサービス」等に「時間区分報酬」が導入されました。

その結果、利用者が自宅でヘルパー調整のための待機を強いられる、生活介護の利用を断念した等の悪影響が出ています。

利用者の生活スタイルを変容させ事業所の経営の都合に合わせることを強いることは本末転倒です。小規模事業所の多くは経営悪化しています。

直ちに、これらの施策における時間区分報酬は撤回すべきです。

現在、財務省から指摘されている「就労継続支援B型」への「時間区分報酬」の導入は断固反対です。

時間区分制導入にあたり、「個別支援計画に記載された標準利用時間の報酬請求」を認めることで批判を回避しようとしていますが、これはあくまで自治体の「配慮」の位置付けであり、実施するもしないも自治体の自由に委ねられており、実際実施していない自治体は全国に多数あります。

このような場当たり的対応では「**視点1 持続可能な制度**」の維持は不可能です。

概要二 2 結論 骨格提言が示す「報酬の支払い方式」の採用すべきです

【意見・提案を行う背景、論拠】

基本報酬を大幅に引き上げる必要がある。

人材不足や高い離職率が続く現行報酬体系では、障害者の生活は守られません。

【骨格提言が示す報酬の支払い方式】を採用するべきです。

【意見・提案の内容】 骨格提言では、以下の報酬支払い方式が提案されています。

2011年8月30日付け障がい者制度改革推進会議総合福祉部会骨格提言（「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」）＝骨格提言は次の提言をしている。

○ 報酬の支払い方式に関して、施設系支援にかかる場合と在宅系支援にかかる場合に大別する。

○ 施設系支援にかかる報酬については、「利用者個別給付報酬」(利用者への個別支援に関する費用)と「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)に大別する。前者を原則日払いとし、後者を原則月払いとする。

○ 在宅系支援にかかる報酬については、時間割り報酬とする。

○ すべての報酬体系において基本報酬だけで安定経営ができる報酬体系とする。